

## 5.日程誤記訂正差替 2012 年ぎふ清流国体セーリング競技愛知県予選会

日 程 2012 年 07 月 14 日 (土) - 15 日 (日)  
主 催 愛知県ヨット連盟  
開催地 愛知県蒲郡市海陽町 1-7 海陽ヨットハーバー  
種 目 少年男子・少年女子シーホッパー級 SR

### 帆走指示書

#### 1. 規則

1-1 本レガッタは「セーリング競技規則 2009-2012」(以下 RRS)に定義された規則を適用する。

#### 2. 競技者への通告

2-1 競技者への通告は、管理室南西側の公式掲示板に掲示する。

#### 3. 帆走指示書の変更

3-1 帆走指示書(以下 指示)の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示する。

但し、レース日程の変更は、発効する前日の 17:30 までに掲示する。

#### 4. 陸上で発する信号

4-1 陸上で発する信号は、管理室南西側の信号柱に掲揚する。

4-2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号『回答旗』の中の「1 分」を「40 分以降」と置き換える。

#### 5. 日程

##### 5-1 レース日程

07 月 14 日(土) 08:00-09:00 受付 11:05 第 1 レース予告信号予定時刻

07 月 15 日(日) 09:50 その日の最初のレース予告信号予定時刻

5-2 引き続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起する為に、予告信号の少なくとも 4 分以前に、スタート信号艇に音響 1 声とともに「オレンジ旗」を掲揚する。

5-3 07 月 15 日は、14:30 を越えて予告信号が発せられることはない。

#### 6. レース数とシリーズの成立

6-1 各クラス 8 レースを計画し、1 日のレース数はレース委員会の裁量による。

6-2 本シリーズが成立するには、3 レースを完了させることが必要である。

#### 7. クラス旗

7-1 シーホッパー級 SR : 白地に赤のシーホッパー形象

#### 8. レースエリア

8-1 レースエリアは海陽ヨットハーバー沖とする。

#### 9. コース

9-1 添付図に帆走すべき、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

9-2 予告信号以前、にレース委員会信号艇に、最初のレグの概ねのコンパス方位を掲示する。

#### 10. マーク

10-1 マーク 1. 2. 3. 4 は、黒字で各々 1. 2. 3. 4 と記されている蛍光黄色の円筒形ブイとする。

10-2 指示 12 に規定する新しいマークは、黄色の三角錐形ブイとする。

10-3 スタートマークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。

10-4 フィニッシュマークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるオレンジ色の球形ブイとする。

## 11. スタート

- 11-1 レースは、RRS26 を用いて予告信号を 5 分前としてスタートさせる。
- 11-2 スタートラインはスター・ボード側スタートマークの「オレンジ旗」を掲揚したポール又はマストとポート側スタートマークの間とする。
- 11-3 少年男子・少年女子シーホッパー級 SR は同時スタートとする。
- 11-4 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問無しに DNS と記録される。  
これは RRS A4 を変更している。

## 12. コースの次のレグの変更

- 12-1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できればすぐに元のマークを回収する。

## 13. コースの短縮又はレースの中止

- 13-1 レース委員会は RRS32.1 以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化や、風速が一定時間 5Knt 以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止する場合がある。  
この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

## 14. フィニッシュ

- 14-1 フィニッシュラインはスター・ボード側フィニッシュマークの「オレンジ旗」を掲揚したポールと、ポート側フィニッシュマークとの間とする。
- 14-2 各クラスのコースを帆走した先頭艇フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに DNF と記録される。これは RRS 35 及び A4.1 を変更している。

## 15. 抗議と救済の要求

- 15-1 抗議、救済の要求、審問の再開の要求は、レースオフィスで入手できる抗議書を用いて、適切な時間内にレースオフィスに提出されなければならない。
- 15-2 抗議締め切り時刻は、その日の最後のレース終了 60 分後とする。
- 15-3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を RRS 61.1(b)に基づき伝えるために指示 15-2 の抗議締め切り時刻までに、公式掲示板に掲示される。
- 15-4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締め切り時刻後 20 分以内に通告を掲示する。
- 15-5 指示 16. 17 の違反、及び各クラスのクラスルールに関する違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a)を変更している。  
これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が認めた場合、失格より軽減することができる。失格以外の得点ペナルティーは、DPI と記録される。
- 15-6 レースをおこなう最終日では、審問の再開要求は、次の時間内に提出されなければならない。
  - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締め切り時間内。
  - (b) 要求する当事者が当日に判決を通告された後 30 分内。  
これは RRS 62.2 を変更している。

## 16. 安全

- 16-1 出艇する競技者はその都度、レースオフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。
- 16-2 帰着した競技者はその都度、レースオフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。  
その日のレース後の帰着申告締め切り時刻は、抗議締め切り時刻である。
- 16-3 レースからリタイヤする艇は、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 16-4 レース委員会、プロテスト委員会は、競技者や艇が危険な状態であると判断された場合、救助及び必要な処置を行う場合がある。これにより救助及び処置をされたことは、艇による救済の要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

## 17. 装備と計測のチェック

- 17-1 艇又は装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

## 18. 得点と順位

18-1 艇のシリーズ得点は5レース未満しか完了しなかった場合、レース得点の合計とする。

5レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

18-2 少年男子・少年女子全体で得点を付与し、個別種目単位での得点再計算はしない。

## 19. 嘉

19-1 個別に賞は与えないが、各クラスの最上位者を2012年愛知県国体選手候補として、愛知県ヨット連盟理事会に推薦する。

## 20. 責任の否認

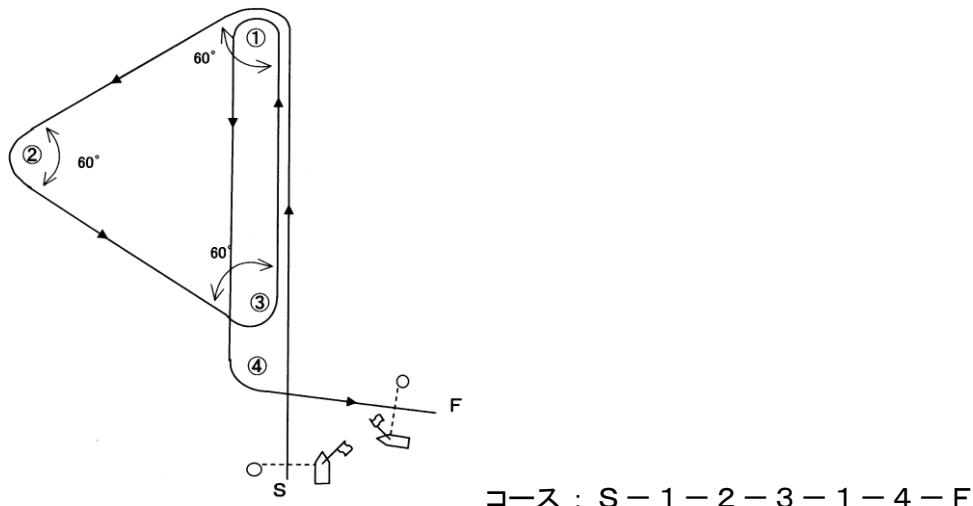
20-1 このシリーズの競技者は自分自身の責任で参加する。(RRS 4「レースすることの決定」参照)  
シリーズの主催団体は、シリーズの前後、期間中に生じた物理的な損害又は身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

## 21. その他

21-1 シリーズ期間中の競技者の肖像権は主催団体に帰属する。

シリーズ期間中の映像、写真及びシリーズの成績は、主催団体のHPにアップされる場合がある。

## 添付図



以下は帆走指示書に含まない、一般注意事項である。

(参加選手層、艇の所有状況を考慮して、あえて展開する)

シーホッパー級クラスルール13を転載する。

本大会ではセーリング規則にもとづく手続きを行っていない為、クラス規則どおりの適用となる。

チャーター艇を使用する場合でも、クラス規則への対応は競技者の責任である。

## 13. 搭載品

帆走する場合には、以下のものを搭載しなければならない。帆走指示書によってアンカーおよびパドルの搭載が免除される場合もある。(クラスルールを帆走指示書により変更する場合はセーリング規則にもとづく手続きが必要である。)

- アンカー(1Kg以上)及びアンカーロープ(6φ以上で20m以上)アンカー及びアンカーロープはビルダーから供給された物でなくても良い。アンカーロープは一端をアンカーに、一端を艇に固縛していなければならない。
- ハドル(1本) ハドルはビルダーから供給された物でなくても良い。
- 係留ロープ(6φ以上で5m以上)はバウプレートに一端を固縛していなければならない。